

東京都入院時食事療養支援金交付要綱

制定 令和6年4月30日付6保医医政第75号

(目的)

第1条 この支援金は、病院及び有床診療所（以下「病院等」という）が東京都入院時食事療養支援金実施要綱（令和6年4月30日付6保医医政第75号。以下「実施要綱」という。）第3条に掲げる経費について、東京都が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とし、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、都内に開設している病院等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）の開設者とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(交付対象期間)

第3条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、令和6年4月1日から同年5月31日までとする。

なお、許可病床数の算定に係る基準日は令和6年4月1日とする。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の額は、許可病床1床1月あたり1,600円を基準額とし、前条の交付対象期間の月数を乗じた金額とする。この算定方法に基づき算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 本支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を記入の上、東京都知事（以下「知事」という。）が定める期日までに申請を行うものとする。

(交付決定及び支援金の額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請兼実績報告に係る申請があった場合において、申請内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第7条 申請者は、第6条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第8条 この補助事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して支援金等の交付を受けてはならない。

(申請のみなし取下げ)

第9条 知事が第6条に定める交付申請書兼実績報告書の提出を受け付けた後、本書類に不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の支払い)

第10条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

なお、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金交付事業者」という。）が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが明らかとなった場合、又は支援金交付事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(支援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

(事業完了後の調査等)

第13条 支援金交付事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第14条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。